



平成22年7月15日

各 位

名古屋市中村区名駅四丁目23番9号  
株式会社 クロップス  
代表取締役社長 小川 幸久  
(コード番号：9428) 名証セントレックス  
問合せ先：取締役管理部門担当  
小林 正明  
(TEL 052-588-5640)

## 内部統制システム構築の基本方針に関するお知らせ

当社は、平成22年7月15日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を、下記の通り決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

### 《内部統制システム構築の基本方針》

#### 1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人が法令遵守、定款遵守、公正性、倫理性を持ち行動するためのコンプライアンス体制に係る指針として企業倫理行動規範を定める。
- (2) 社長はコンプライアンス担当役員及び担当部門を任命する。また、全社的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努め、その対策を行う。
- (3) コンプライアンス担当役員は、コンプライアンス上の重要な問題に関し、必要に応じて、担当部門及び弁護士等外部の専門家と連携し対応を図り、社長にその結果報告を行う。
- (4) コンプライアンス担当部門は、コンプライアンス上の問題について内容を調査し、再発防止策を関連部門と協議し策定する。また、調査内容及び協議について、随時担当役員に報告を行う。
- (5) 内部監査室は、各部門の業務遂行及びコンプライアンス状況等について監査を実施し、社長にその結果報告を行う。
- (6) 取締役及び使用人は、コンプライアンス上の問題を発見した場合、上長あるいは上位機関に速やかに報告する。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、文書管理規程に定めるところにより、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。また、取締役及び監査役は、必要に応じ情報の記録を閲覧することができる。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 全社及び組織横断的なリスクのリスク分析及び対策は総務人事グループが対応する。各部門の担当業務に付随するリスクのリスク分析及び対策は、総務人事グループと関連部門が協議し対応する。
- (2) リスクが具現化した場合は、取締役会にて速やかに対応担当役員を任命する。対応担当役員は、直ちに拡大防止体制を整備し対策を行い、取締役会はこれを支援する。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 職務権限、意思決定ルールを職務権限規程に定める。
- (2) 定時取締役会を月1回、また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関して意思決定及び取締役の職務執行の管理、監督を行う。
- (3) 取締役会による経営計画、予算の策定及び月次、四半期予実管理を実施する。

#### 5. 当該株式会社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 企業集団における業務の適正を確保するため、関係会社管理規程を整備する。
- (2) グループ会社の経営状況は、財務経理グループで管理し、進捗状況等を取締役会で報告する。
- (3) グループ全体の監視及び監査を適正に行い、グループの連結経営に対応するために、会計監査人及びグループ会社の監査役との連携を図る。
- (4) グループ会社の内部統制システム構築に努め、必要な指導及び支援を実施する。

#### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くこと、ならびに当該使用人の取締役からの独立性を求めた場合、監査役会規程の定めにより、監査役会は取締役に要請することができる。

#### 7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は、取締役会及びその他重要な会議に参画し、随時、報告を求めることができる。
- (2) 監査役は、職務執行に必要と判断した事項について、随時、取締役及び使用人に報告を求めることができる。また、議事録等の情報の記録を閲覧できる。
- (3) 取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った場合は、速やかにその事実を監査役に報告する。

#### 8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、代表取締役と定期的な会合を通じて、監査上の重要な事実等について意見交換を行う。
- (2) 監査役は、内部監査室及びグループ会社監査役との連携を図り、必要に応じて、弁護士等外部の専門家を活用する。

#### 9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法の定めにより、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制を整備し、会計監査人との連携を図り、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

#### 10. 反社会的勢力の排除に向けた体制

- (1) 反社会的勢力や団体、個人への対応は、総務人事グループに情報を収集し、対応する。
- (2) グループを対象とした暴力団等反社会的勢力の排除規程を制定し、反社会的勢力や団体等の排除と関りのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わない。
- (3) 警察署や顧問弁護士等と反社会的勢力や団体に関して連携を図る。

以上